

中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針作成委託業務 仕様書

第 1 条 適用範囲

本仕様書は、「中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針作成委託業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

第 2 条 業務の目的

令和 6 年能登半島地震では、中山間地域の社会インフラが断絶し、復興事業の長期化による生活再建の遅延、人口流出や地域経済の衰退など様々な問題が懸念されている。

南海トラフ地震発生時などには、高知県の中山間地域でも大きな被害が発生することを想定し、速やかな復興を行うために、過去の復興事例から得られた教訓を活かし、発災前から復興まちづくり計画の検討を進めるなど、事前準備が重要である。このため、中山間地域における市町村の事前復興まちづくり計画の策定を支援するため、計画策定の基本的な考え方をとりまとめた「中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針」を検討する。

本業務は、復興まちづくり指針の策定に向けて、被災地での復興取組事例の収集や分析、評価等を行うとともに、有識者による 3 回の検討会を実施し、検討会の検討内容等を取りまとめ、指針の策定を行うものである。

第 3 条 管理技術者

管理技術者は次のいずれかに該当する者であること

- （１）技術士法（昭和58年法律第25 号）による技術士とし、次のいずれかの要件を満たす者とする。
 - ①建設部門で選択科目を「都市及び地方計画」とする
 - ②総合技術監理部門で選択科目を「建設で都市及び地方計画」とする
- （２）社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（R C C M）資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者とし、専門部門を「都市計画及び地方計画」とする。
- （３）建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を「都市計画及び地方計画」とする。

第 4 条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

第 5 条 業務内容

1 打合せ等

打合せは、着手時、中間 3 回、成果品納入時の計 5 回を基本とする。なお、業務の遂行上、委託者（以下「甲」という。）又は受託者（以下「乙」という。）が必要と判断した場合は、随時、実施するものとするが、変更設計の対象とはしない。

打合せ記録簿の作成は乙が行い、甲に提出するものとする。

着手時及び成果品納入時の打合せには、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

2 検討会資料の作成

(1) 高知県の中山間地域の実情と課題分析

高知県が沿岸市町村向けに令和2、3年に実施している事前復興まちづくり計画策定指針検討委託業務の成果品、高知県が作成している高知県中山間地域再興ビジョン、県が公表している高知県土砂災害警戒区域、各市町村で作成している過疎地域持続的発展計画、内閣府の中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査などを参考にして、高知県の中山間地域の実情や課題、市町村が事前復興まちづくり計画を検討する上での留意事項等について整理を行う。

(2) 中山間地域被災地の調査

復興まちづくりの課題抽出のため、資料収集ならびにアンケート調査を実施する。対象とする災害は以下の大規模災害とする。追加削除する場合は協議により設計変更の対象とする。アンケート調査の対象は、以下の県・市町村から協議のうえ選定する。アンケート依頼は甲が行い、乙はアンケート様式の作成、集計及び分析を行う。

○平成16年新潟中越地震

新潟県、旧山古志村、旧小国町、旧川口町、魚沼市、見附市、柏崎市、小千谷

○平成20年岩手・宮城内陸地震

宮城県、栗原市、岩手県、奥州市

○平成23年紀伊半島豪雨

奈良県、五條市、野迫川村、十津川村 和歌山県、新宮市

○平成28年熊本地震

熊本県、益城町、御船町、西原村、大津町、南阿蘇村

○平成30年北海道胆振東部地震

北海道、厚真町、安平町、むかわ町

○平成30年7月豪雨災害

愛媛県、西予市、岡山県、倉敷市、広島県、呉市

○令和2年7月豪雨災害

熊本県、八代市、人吉市、芦北町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村

○令和6年能登半島地震および豪雨災害（当初は資料収集のみとする）

石川県、輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市

(3) 中山間震災被災地での被災状況および復興取り組み事例の収集・分析・評価

高知県における復興まちづくり指針検討の基礎資料を作成するため、復興事例を収集し、以下のような視点で分析・評価を行う。

○中山間地域での被災リスクと被災シナリオの整理

○中山間被災地での住居、産業、ライフラインの復旧・復興の流れ

○被災地域で復興計画を策定するなかで課題となったポイント

○過去の被災地で復興にあたって活用された制度や財源の検証

○高知県の実情に即した復興パターンの検討

○市町村が事前に取り組んでおくべき課題と検討の方法

(4) 指針の策定

策定にあたっては、資料収集・分析結果を反映した、指針骨子案を作成し、第 1 回検討会で指針の取りまとめ方針を決定する。第 1 回検討会での議論を踏まえて素案を作成し、市町村の意見を照会する。その上で、市町村の意見や検討会での検討内容等を踏まえ、指針を策定する。また、委員意見や市町村意見に対する対応の検討及び回答案を作成する。

○指針骨子案の作成

○第 1 回検討会

○指針素案の作成

○指針素案を県下市町村への意見照会、とりまとめ

○第 2 回、第 3 回検討会における検討結果とりまとめ、指針を策定

3 検討会の運営補助

3 回の検討会を開催する。

(1) 開催内容

①第 1 回検討会

指針とりまとめ方針の検討（指針骨子案の提示）

②第 2 回検討会

指針素案の検討（復興事例の分析結果と高知県の実情に応じた素案の提示）

③第 3 回検討会

指針の策定（検討会、市町村意見を踏まえた指針案の提示）

(2) 運営の役割分担

①開催日の日程調整：乙が行う

②開催通知：甲が行う

③開催場所：会場の手配は乙が行う

④必要備品：会場備品以外で検討会の進行上、必要な備品の手配は乙が行うこと

⑤配布資料等：検討会資料は甲乙協議のうえ、乙が作成し必要部数（約 30 ページの資料を 50 部想定）を印刷すること

⑥会議報酬の支払い：乙が支払う

⑦記録：乙が検討会の録音を行い会議録を作成すること（検討会翌日までに概要版を作成し提出すること）

4 成果とりまとめ

本業務における検討内容、議事概要、指針をとりまとめた報告書を作成する。

第 6 条 成果品

1 成果品は次のとおりとする。

① 成果報告書 1 部（A 4 版を基本とする）

② 電子データ 1 式（CD 又は DVD）

2 乙は、本業務の完了後であっても、乙の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、

速やかに報告書の訂正をしなければならない。これに要する経費は、乙の負担とする。

第7条 情報の保持

乙は、本業務実施中に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

第8条 再委託の禁止

乙は、甲が承諾した場合を除き、第三者に委託してはならない。

第9条 疑義等

本仕様書に記載のない事項及び本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、甲乙協議により定めるものとする。